

(別紙)

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

(1)講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が(2)の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランシンググループに係る精算金(1月の電力取引に係る精算金)について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

(2)措置の要件

(1)の措置は、以下の①から③までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

①需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること(注1、2)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の需要家の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1)バランシンググループに複数の者が属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2)申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあっては、(1)の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

②事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純

利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3)事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

③事業継続性要件

(1)の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により、一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4)ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5)卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

(3)措置に係る申請期間

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとする。

(4)その他

申請に係る審査については、経済産業省と協議しながら実施する。(申請書類の様式は別途定める。)

また、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1.の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から経済産業省に情報を提供し、経済産業省において公表する。